

Designer 3.0 for Novell® Identity Manager

ノベルソフトウェア使用許諾契約書

本契約を注意してお読みください。本ソフトウェアをインストール、ダウンロードまたは使用することにより、お客様は本契約の条項に同意されたものとします。本契約の条項に同意されない場合は、本ソフトウェアをダウンロード、インストール、または使用することはできません。また、弊社の事前の書面による許可を得ることなく本ソフトウェアを販売、譲渡または再配布することはできません。

このノベルソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、お客様と Novell, Inc.（以下「弊社」といいます）との間で締結されるものです。本契約に基づくソフトウェア製品、媒体および添付文書（以下総称して「本ソフトウェア」といいます）は、米国およびその他の国の著作権法および著作権条約によって保護されており、本ソフトウェアの所有および使用に関しては本契約の条項が適用されます。お客様が本契約の条項に同意されない場合は、本ソフトウェアをダウンロード、インストールまたは使用することはできません。購入時の領収書を添えて未使用の製品を一式お買い上げ店にご返却いただければ、お支払いいただいた代金を返金いたします。本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。本ソフトウェアがアップデートまたはサポートリリース版の場合、お客様がこのアップデートまたはサポートリリース版をインストールして使用するには、インストールする本ソフトウェアのバージョン及びその数量に対して有効な使用権が取得されていなければなりません。

本ソフトウェアには、本契約とは異なるソフトウェア使用条件または弊社以外の第三者によって使用許諾される他のソフトウェアプログラムが含まれているか、またはバンドルされている場合があります。別のソフトウェア使用許諾契約書が添付されているソフトウェアプログラムの使用については、当該別添の契約書の条項に従うものとします。本ソフトウェアと共に提供される第三者製品は、お客様が、お客様自身の選択で使用するために提供されています。弊社は、当該第三者製品に対して如何なる責任もなく、お客様による当該第三者製品の使用に関して一切の責任はないものとします。

本ソフトウェアの使用

一般製品

ライセンスの許諾。弊社はお客様に対し、本契約の条項に従って、使用権を取得した Novell Identity Manager ソフトウェアの使用に関連する場合に限り、本ソフトウェアを複製して内部的に使用する非独占的譲渡禁止の権利を付与します。本ソフトウェアを再配布することはできません。

ナイトリービルドとマイルストーンビルド。本ソフトウェアは、反復の開発方式を使用して開発されています。弊社では、本ソフトウェアのビルドを毎晩提供する場合があります（以下「ナイトリービルド」といいます）。ナイトリービルドは完全にはテストされていないため、テスト環境でのみ使用してください。動作が安定していない可能性があるため、生産環境または商業環境でのナイトリービルドの使用は禁じられています。弊社では、ナイトリービルドに加え、本ソフトウェアのフルバージョンのリリースに先立ち、マイルストーンビルドをリリースする場合があります（以下「マイルストーンビルド」といいます）。マイルストーンビルドは一般的に安定していますが、一部の機能が動作しなかったり、部分的にしか実装されていなかったりする場合があります。生産環境または商業環境で使用する前に、マイルストーンビルドをテストすることを強く推奨します。生産環境または商業環境でのマイルストーンビルドの使用は、お客様の責任によって行われるものとします。システムのバックアップを取り、ファイルやデータの喪失を防ぐためのその他の手段を講じてください。ナイトリービルドまたはマイルストーンビルド（以下総称して「反復的ビルド」といいます）は本ソフトウェアの商業的ビルドではなく、該当する製品マニュアルの記述に従っていない可能性があります。本契約書の限定的保証が反復的ビルドには適用されないことにお客様は同意するものとします。すべての反復的ビルドは一切の保証なく「そのまま」の状態を提供されるものとします。反復的ビルドの結果とパフォーマンスに関するすべてのリスクはお客様が負うものとします。

評価版。本ソフトウェアが評価／デモ版であるか、当該目的のためにお客様に提供されている場合、お客様は、インストールしてから 90 日間（または本ソフトウェアが別途表示する期間）評価版の条件に従って評価又はデモの目的に限りお客様内部で 사용할ことができます。評価期間が満了次第、お客様は本ソフトウェアの使用を中止し、本ソフトウェアによって加えられた変更を元の状態に戻し、お客様のシステムから完全に消去するものとします。本ソフトウェアには、インストールしてから 90 日（または一定期間満了）後自動的に使用不能となる機能が備えられている場合があります。システムをバックアップし、ファイルやデータの喪失を防止するのはお客様自身の責任となります。

制限

使用上の制限事項本契約においてお客様に明確に付与されていない一切の権利は、弊社に帰属します。また、お客様は以下の事項を行うことはできません。(1)本ソフトウェアによってサポートされ、お客様に使用許諾されている接続数を増やしたり、

1つの接続によって複数の接続またはユーザをサポートすること。(2)有効な法律で認められる範囲を超えて本ソフトウェアをリバース・エンジニアリング、逆アセンブル、ディコンパイルすること。(3)本ソフトウェアを修正、改変したり、レンタル、時間貸し、リースしたりまたは本契約に基づくお客様の権利を再使用許諾すること。(4)本ソフトウェアまたは本契約に基づくお客様の使用権を譲渡すること。

スイートライセンスお客様がスイート製品である本ソフトウェアの使用権として当該スイート製品に含まれる一連の製品群を使用する権利を有している場合は、本ソフトウェアにおいてが別途指定される場合を除き、特定の1使用者だけがスイートを構成するすべての製品を使用できます。スイートライセンスでは、スイートを構成する個々の製品を複数の使用者が使用することはできません。

アップグレードプロテクションアップグレードプロテクションまたは保守を、本ソフトウェアの Novell プログラムに基づいて取得した場合は、お客様のみが、当該アップグレードプロテクションまたは保守を本ソフトウェアの全てに適用することができます。本ソフトウェアのその他のコンポーネントプログラムまたはバンドル製品、または本ソフトウェアがスイート製品として使用許諾されている場合は、スイートを構成する個々の製品をアップグレードまたは保守することはできません。但し、お客様が弊社から許諾されている場合は、かような個別製品のアップグレードまたは保守を別途取得することができます。

アップグレードライセンスお客様が既に使用している製品（以下「オリジナル製品」といいます）をアップグレードする目的で本ソフトウェアを購入された場合、本ソフトウェアは以下の条件に従って使用するものとします。(1)お客様がオリジナル製品の単独かつ最初の使用者であること。(2)お客様がオリジナル製品をアップグレードするためにのみ本ソフトウェアを使用する権利を取得しており、購入時に弊社が本ソフトウェアによるアップグレードの対象製品としていること。(3)お客様がノベルソフトウェア使用許諾契約書の条項に従ってオリジナル製品をインストールし、使用していること。(4)お客様がオリジナル製品を取得した時点で、マスタソフトウェアおよびライセンスディスクをはじめ、ディスク、マニュアル等オリジナル製品の一式を取得していること。(5)オリジナル製品が廃棄品または販売店、特約店もしくは他の最終使用者から中古品として購入されたものではないこと。(6)お客様は本ソフトウェアをインストールしてから60日以内にオリジナル製品の使用を永久的に中止すること。(7)オリジナル製品の所有権を売却またはその他の方法で譲渡しないこと。

追加ライセンスお客様が既に購入された製品（以下「基本製品」といいます）のユーザ数またはサーバ数を追加するために本ソフトウェアを購入された場合、本ソフトウェアは以下の条件に従って使用するものとします。(1)お客様が基本製品の単独かつ最初の使用者であること。(2)お客様が基本製品の使用数またはサーバ数を追加するためにのみ本ソフトウェアを使用する権利を取得していること。(3)お客様が基本製品を取得した時点で、マスタソフトウェアおよびライセンスディスクをはじめ、ディスク、マニュアル等基本製品の一式を全て取得していること。(4)基本製品が廃棄品または販売店、特約店もしくは他の最終使用者からの中古品として購入されたものではないこと。

サポート弊社では本ソフトウェアへのサポートを提供する義務を負いません。弊社が提供するサポートについては <http://support-j.novell.co.jp/> をご参照下さい。

知的所有権

本ソフトウェアの権原または知的所有権のいずれもお客様に譲渡されるものではありません。お客様が購入されたのはライセンス(使用権)のみであり、本ソフトウェア(翻案および複製をすべて含む)の知的所有権は、弊社またはそのライセンス付与者が所有および保持します。すべて弊社および弊社に対する使用許諾者に帰属します。

限定保証

本ソフトウェアの媒体が購入時に損傷していた場合または本ソフトウェアが添付文書の内容に合致していない場合には、お客様が本ソフトウェアを購入された日から90日以内に送料前払いで弊社にご返送いただくか、その旨書面で弊社にご連絡いただければ、弊社の裁量で、不具合を解決するかまたはお客様が購入された本ソフトウェアと引き換えにお客様が支払われたライセンス料を返金致します。但し、本ソフトウェアの誤使用または無断で改変された場合にはいかなる保証も致しません。また、本ソフトウェアが無償で提供されたものについても現状有姿で提供されるものであり、いかなる保証も致しません。

本ソフトウェアは、原子力施設の運転、航空機管制システム、通信システム、制御システム、生命維持装置、兵器システムまたは本ソフトウェアの故障が人命、人体の傷害または重大な物理的損害もしくは環境破壊に直結する可能性のある用途など、絶対安全な運用が要求される危険な環境下でのオンライン制御装置と共に使用または配布することを目的に設計または製造されておらず、かような用途も想定しておりません。

本ソフトウェアは、特定のコンピュータおよびオペレーティングシステムにのみ互換性があります。従って、互換性のないシステムに対して弊社はいかなる保証もしておりません。互換性に関する情報については、弊社またはお買い上げ店にお問い合わせください。

第三者製品本ソフトウェアには、弊社以外の第三者から使用許諾された、または販売されたソフトウェアあるいはハードウェアが含まれていたり、バンドルされている場合があります。弊社は、当該第三者製品に対する保証は行っておりません。当該製品は現状有姿で提供されるものであり、当該製品に対する保証は、当該製品の製造元から提供されるものとします。

弊社は、法律で別途制限される場合を除き、本ソフトウェアの商品性、権原、第三者の知的所有権の侵害および特定の用途への適合性をはじめ、いかなる黙示的保証も否認し、排除します。また弊社は、本限定保証条項において明確に定められていない保証、表明または約束も行っておりません。更に弊社は、本ソフトウェアがお客様の要求に見合ったものであること、または欠陥または誤りがないこと、並びに本ソフトウェアの動作が中断されないことを保証致しません。

責任の限定

(a)結果的損害: 弊社、弊社に対する使用許諾者、弊社の子会社または従業員は、逸失利益、事業の中断、データの喪失をはじめとして、本ソフトウェアの使用または使用不能に起因する特別損害、付随的損害、結果的損害、間接的損害、不法行為、経済的損害または懲罰的損害について、当該損害発生の可能性が告知されていた場合であっても、損害賠償責任を含む一切の責任を負わないものとします。

(b)直接損害: 人または財産への直接的損害(発生回数に関係なく)に対する弊社の損害賠償総額は、クレームの対象となった本ソフトウェアに対してお客様が支払った金額の 1.25 倍を限度とします。また、本ソフトウェアを無償で取得した場合の損害賠償総額は 5,000 円を限度とします。

一般条項

契約期間本契約は、本ソフトウェアをインストールした日から発効し、お客様が本契約の規定のいずれかに違反した場合に自動的に終了します。本ソフトウェアがサブスクリプション契約によってお客様に提供された場合は、本ソフトウェアを所有または使用するお客様の権利は、該当するサブスクリプション契約期間の終了時に終了します。本契約または該当するサブスクリプション契約期間が終了次第、本ソフトウェアおよび複製物をすべて廃棄するか、または弊社に返却の上、お客様のシステムから本ソフトウェアを消去するものとします。

ベンチマークテストベンチマークテストに関する条件は、お客様がソフトウェア開発者または使用許諾権者である場合、またはソフトウェア開発者または使用許諾権者の代理としてテストを行う場合に適用されます。本ソフトウェアに関するベンチマークテストの結果を第三者に提供または開示する場合は、予め弊社から書面による同意を得るものとします。お客様が本ソフトウェアに競合する、または本ソフトウェアと同等の機能を有する製品(以下「競合製品」といいます。)のライセンサーまたは代理店であって、弊社からの同意なくベンチマークテストの結果を公表または開示した場合は、かかる競合製品の使用許諾条件にかかわらず、弊社はかかる製品についてベンチマークテストを行い、ベンチマーク情報を公表・開示できるものとします。

オープンソース本契約のいかなる部分も、本ソフトウェアに含まれるオープンソースコードに対する該当のオープンソースライセンスに基づいて、お客様が所有する権利またはお客様が遵守すべき条件を制限、限定したり、これらに影響を与えたりすることはありません。

譲渡お客様は、弊社の事前の書面による承諾を得ることなく本契約を第三者に譲渡することはできません。

準拠法および管轄裁判所本契約は日本法に従って解釈されるものとし、本契約に関して発生した訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。但し、お客様が本ソフトウェアを日本国外で使用される場合には、その国の法律に準拠します。

契約の変更本契約は、お客様と弊社との間の最終的な合意であり、両当事者が記名捺印または署名した書面によってのみ追加または修正することができます。使用許諾者、販売店、特約店、販売員またはその他の従業員には、本契約を修正したり、本契約の条項と異なる合意を行ったり、または本契約の条項に追加を行うことはできません。

権利放棄本契約に基づく権利の放棄は、当事者の代表者が記名捺印するか署名した書面によってのみ有効となります。過去または現在の違反または不履行に基づく権利の放棄は、本契約に基づいて生じる将来の権利の放棄と見なされることはありません。

可分性本契約の規定のいずれかが無効または実行不能な場合、その規定は必要な限度で解釈の変更、制限、修正または本契約から分離されるものとし、本契約のその他の規定の有効性は、損なわれません。

輸出規定の遵守本契約書に基づいて提供されるすべての製品または技術情報は、米国輸出管理規定およびその他の国の貿易関連法規が適用されます。お客様は、取引対象製品の輸出、再輸出または輸入に関し、国内外の輸出管理規定に従うこと、および必要な許可、または分類に従うものとします。お客様は、現在の米国の輸出除外リストに掲載されている企業、および米国の輸出管理規定で指定された輸出禁止国またはテロリスト国に本製品を輸出または再輸出しないものとします。お客様は、取引対象製品を、禁止されている核兵器、ミサイル、または生物化学兵器を最終目的として使用しないもの

とします。米国から弊社製品を輸出する場合は、産業安全保障局のウェブページ (www.bis.doc.gov) を参照してください。弊社ソフトウェアの輸出に関する詳細は、<http://www.novell.com/company/legal/> を参照してください。弊社は該当する制限について詳細な情報を提供します。ただし、弊社は、お客様が必要な輸出承認を取得しなかったことに対し如何なる責任も負わないものとします。

米国政府による使用お客様が米国政府の場合には、本ソフトウェアの使用、複製、開示は FAR 52.227-14 (June 1987) Alternate III (June 1987)、FAR 52.227-19 (June 1987)もしくは DFARS 252.227-7013 (b)(3) (Nov 1995)またはこれらの修正条項に定める制限事項に従うことを条件とします。製造元: Novell, Inc. 1800 South Novell Place, Provo, Utah 84606

その他本項により、国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用されません。

©1993, 2000-2008 Novell, Inc. All Rights Reserved.
(04302007)

Novell は米国およびその他の国々における米国 Novell, Inc の登録商標です。